

入札公告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の業務は、3件の業務を対象に、一括して公告し、共通の競争参加資格審査資料（以下「申請資料」という。）で審査を実施する業務である。3件の業務について入札に参加することはできるが、複数の業務について同一の者が受注することはできない。

本件の競争参加資格の確認申請及び入札に当たっては、電子入札システムにおいてそれぞれの業務が案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に申請書の提出及び入札書の提出が必要である。

令和8年8月10日

福岡北九州高速道路公社
理事長 荒瀬 美和

1 業務概要

（１） 業務名及び業務場所

① 令和9・10年度 福岡高速（百道ブロック）料金收受業務委託

天神北、西公園、百道東、百道西、愛宕、姪浜、石丸、堤東、堤西、野芥東、野芥西、福重の各料金所及び百道精算事務所

② 令和9・10年度 福岡高速（豊ブロック）料金收受業務委託

築港、榎田、半道橋、月隈、金の隈、大野城、水城、空港通、西月隈、板付、野多目東、野多目西の各料金所及び豊精算事務所

③ 令和9・10年度 福岡高速（名島ブロック）料金收受業務委託

名島、箱崎、東浜東、東浜西、呉服町、千代、博多駅東、貝塚、松島、多の津、粕屋の各料金所及び名島精算事務所

（２） 主な業務内容

- ① 通行料金（現金・ETC関係等）の收受・保管・収納（精算事務所における精算から福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）の指定する銀行の集金取扱者（以下「集金取扱者」という。）への引渡しまで）
- ② 料金收受機器及びETCシステムを構成する機器の監視、保安に関する業務及び異常発生時の初期対応（機器の保守及び整備に関する業務を除く。）
- ③ 料金所・精算事務所におけるお客様からの各種問い合わせ対応
- ④ 不払通行車両発生時の対応、報告
- ⑤ 公社が行う通行の禁止、制限等の措置に伴う入路閉鎖作業補助等
- ⑥ 公社が行う調査、保全維持等の広報宣伝への協力
- ⑦ その他①から⑥までの業務に付随する業務

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで (長期継続契約)

料金所及び精算事務所において、(2)の主な業務内容に示す業務を遂行しなければならない。収受した通行料金を集金取扱者に引き渡すとともに、(2)の主な業務内容に示す全ての業務を完了した時点をもって本業務の終期とする。

(4) 本入札は、業務提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式で実施する。

(5) 最低制限価格及び予定価格

最低制限価格を予定価格の100分の90とし、予定価格と併せて契約締結後に公表する。

(6) 本入札は、電子入札システムにより行う。

(7) 本業務に係る競争参加資格申請及び入札にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工事種別を選択すること。

工事

入札方式 「一般競争入札（総合評価方式）」

工事種別 「その他」

(電子入札システムで選択する区分は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ない。)

2 競争参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる事項に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 法令等による許可及び営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者

③ 次の各号のいずれかに該当すると認められた者でその事実があった後、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間の最終日（以下「審査基準日」という。）時点で、3年を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に業務等を粗雑にし、又は数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ この項（この号を除く。）のいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤ 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

(2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号から第3号に該当する者

でないこと。

- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立された株式会社であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）を厳正に遵守していること。
- (6) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (8) 福岡県内に本社・本店又は支店・営業所等が存在し、本業務を適正に行うための実効的な指導監督及び業務執行の体制を有していること。なお、審査基準日において前段の要件を満たさない場合は、資料において、**令和 9 年 1 月 29 日**までに同要件を満たす体制を整備する旨の意思を表明し、かつ、そのための計画等が資料において示されていること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、競争入札心得（電子入札）（以下「競争入札心得」という。）第 9 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

なお、親会社、子会社の定義は次のとおり。

・会社法第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社、子会社

② 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 次の要件を満たすこと。

- ① 公社又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく他の地方道路公社・高速道路株式会社等（以下「他の公社等」という。）の有料道路における料金収受業務の実績を、**令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの間に通算して 1 年以上有すること。**

ただし、上記で通算することができる料金収受業務は、次の条件を全て満たすものに限る。

ア 株式会社として単独で受注したものであること。

イ 1 件の料金収受業務において、以下の実績を全て満たすこと。

・ 24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所での料金収受業務の実績

・ 24 時間開放の収受員による現金収受を行っている料金所での料金収受業務の実績

(注) 同一期間に複数の料金収受業務を受託している場合は、その期間を合算できないものとする。

- ② 公社又は他の公社等の有料道路における料金収受業務において、「管理・監督を行う役職」として専任で従事した経験を令和3年4月1日から令和8年7月31日までの間に通算して1年以上有する者を事務取扱責任者（所長）として業務期間中継続して専任で配置できること。

ただし、上記で通算することができる役職の経験は、1件の料金収受業務において、以下の経験を全て満たすものに限る。

・ 24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所での業務について管理・監督した経験

・ 24 時間開放の収受員による現金収受を行っている料金所での業務について管理・監督した経験

この事務取扱責任者（所長）については、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等提出時点での雇用関係をいう。）にあること、また、業務開始予定日に他の業務に従事していないことが必要である。

申請書等提出時点において配置予定の事務取扱責任者（所長）が他の業務に従事している場合には、業務開始予定日までに本業務に配置できること。

(注) 「管理・監督を行う役職」とは、料金収受業務において管理・監督を行う者で、本業務における「事務取扱責任者（所長）」（精算事務所及び料金所において収受業務を総括する役職）又は「事務取扱責任者代理（副所長）」（事務取扱責任者（所長）の不在時において収受業務の総括を行う役職）に相当する役職を指す。呼称や上記要件に該当することをもって判断するのではなく、従事した業務内容から判断するものとする。

- ③ 公社又は他の公社等の有料道路における料金収受業務において専任で従事した経験を令和3年4月1日から令和8年7月31日までの間に通算して1年以上有する者を事務取扱責任者代理（副所長）として業務期間中継続して専任で配置できること。

ただし、上記で通算することができる経験は、1件の料金収受業務において、以下の経験を全て満たすものに限る。

・ 24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所での業務について専任で従事した経験

・ 24 時間開放の収受員による現金収受を行っている料金所での業務について専任で従事した経験

この事務取扱責任者代理（副所長）については、業務開始予定日までに、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約時点での雇用関係をいう。）にあること、また、業務開始予定日に他の業務に従事していないことが必要である。

申請書等提出時点において配置予定の事務取扱責任者代理（副所長）が他の業務に従事している場合には、業務開始予定日までに本業務に配置できること。

- ④ 業務開始予定日までに、業務を実施するために必要な人員を確実に確保できること。
- (11) 本公告に記載の業務のうち、いずれか1件の業務を落札した者は、その他の業務の入札参加資格はないものとする。（その他の業務の入札は無効として取り扱う。）

3 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準

別表1に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。

(2) 総合評価の方法

「2 競争参加資格」を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加える。

評価項目は別表1のとおりとし、評価項目ごとの評価点は3～10段階で評価を行う。

標準点+加算点 = 100点 + (0～30点)

評価値 = (標準点+加算点) / 入札価格 × 100,000,000

(3) 落札方式

① 入札参加者は、入札価格及び入札説明書にある資料をもって入札し、次のア及びイの要件に該当する者のうち、(2)によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者(複数存在する場合は、②による。)を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内かつ最低制限価格以上であること。

イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値に1億を乗じた数値に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじへと移行する。

(4) 総合評価に係る資料の作成方法

入札説明書に基づき作成すること。

4 入札手続等

(1) 担当部課

福岡北九州高速道路公社 〒812-0055 福岡市東区東浜二丁目7番53号

①入札・契約手続に関すること

総務部 財務課 契約係

電話 092-631-3289

②業務内容及び総合評価に関すること

営業部 営業管理課 営業企画係

電話 092-631-3292

(2) 入札説明書・申請様式・設計書等の取得方法

公社の情報公開システムからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0064006400600>

(3) 申請書等の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

(詳細は「申請書等の作成について」を参照)

① 提出期間：令和8年8月12日から令和8年10月13日 16:00まで

② 提出方法：電子入札システム及び郵送等によること。持参による提出は受け付けない。

なお、申請書提出期間の最終日より3営業日前の、令和8年10月7日、15:00までに入札説明書に示す、「電子入札システムで提出する書類」及び「郵送等により紙で提出する書類」が提出されて、申請書及び添付資料に不足がある場合は、当公社より確認の連絡を行う。その際、申

請書及び添付資料の再提出を行う期間及び方法は上記のとおり 4. (3) ①及び 4. (3) ②とする。

ただし、参加資格の有無については、本連絡にて行わないものとし、要請した資料の提出を行った場合でも、競争参加資格を満たしていることを確定するものではない。

(4) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類（以下「入札書等」という。）の提出期間及び提出方法

① 提出期間：令和 8 年 11 月 19 日から令和 8 年 11 月 30 日 10：00 まで

② 提出方法：電子入札システムによること。

※ 入札書等が提出期間内に公社に到達しなかった場合は、いかなる理由があっても、当該入札を辞退したものとみなす。

(5) 開札の日時及び場所等

① 開札日時：本公告に記載の業務の開札日及び開札時間（予定）は以下のとおり。

業務名	開札日（予定）	開札時間（予定）
令和 9・10 年度 福岡高速（百道ブロック）料金收受業務委託	<u>令和 8 年 11 月 30 日</u>	14 時 00 分
令和 9・10 年度 福岡高速（豊ブロック）料金收受業務委託		15 時 00 分
令和 9・10 年度 福岡高速（名島ブロック）料金收受業務委託		16 時 00 分

② 開札場所：福岡市東区東浜二丁目 7 番 5 3 号

当公社 4 階 総務部 財務課

③ その他：本公告に記載の業務において、競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、全ての業務について開札日時を変更する。なお、修正公告を行い、次のとおりスケジュールを変更するため、必ず当公社のホームページを確認すること。

- ・修正公告予定日 令和 8 年 11 月 18 日
- ・変更後の入札書等提出期間 令和 8 年 11 月 19 日から
令和 8 年 12 月 14 日 10：00 まで
- ・変更後の開札日時

業務名	開札日（予定）	開札時間（予定）
令和 9・10 年度 福岡高速（百道ブロック）料金收受業務委託	<u>令和 8 年 12 月 14 日</u>	14 時 00 分
令和 9・10 年度 福岡高速（豊ブロック）料金收受業務委託		15 時 00 分
令和 9・10 年度 福岡高速（名島ブロック）料金收受業務委託		16 時 00 分

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）

ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険の契約締結をし、当該保険証券を公社に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 入札の無効

- (1) 次の各号に掲げる入札は無効とする。
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - ② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ③ 別添の現場説明書において示した「入札上の注意事項」に違反した入札
 - ④ 工事請負契約書等の取扱いに関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号）第10条の各号に掲げる入札
 - ⑤ 競争入札心得第11条の各号に掲げる入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (3) 入札金額の内訳書を添付しない者又は内容が未記入などの不備がある入札金額の内訳書を提出した者は、競争入札心得第7条1項の規定によらず、当該参加者の入札を無効とする。
- (4) 配置予定の事務取扱責任者（所長）又は事務取扱責任者代理（副所長）について、他の業務を落札した等の理由により、開札時点において専任で配置することができないと認められるときは、当該業務における入札は無効として取り扱う。

7 業務提案について

入札説明書に示す、業務提案の全5課題に対して必ず1つは提案するものとし、**1つでも提案のない課題がある場合は失格（競争参加資格はないもの）とする。**

また、本公告に記載の複数の業務に参加を希望する場合、業務提案は共通とし、業務ごとに異なる業務提案を提出した場合は、**希望する全ての業務の競争参加資格はないものとする。**

8 落札者の決定方法

- (1) 3に定めるところに従い、入札価格が予定価格の制限範囲内、かつ最低制限価格以上で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) (1)により落札者が決定した場合は、当該入札結果を4(1)①総務部財務課契約係（閲覧コーナー）及び情報公開システムにおいて閲覧に供する。また、入札参加者の自者の加算点内訳については、自者からの書面による申出（返信用封筒（切手貼付）を同封又は持参の上、郵送又は持参により申し出ること。）により情報提供を行う。**申出は4(1)②へ行うものとする。**

9 電子による入札参加ができない場合

I Cカードの取得手続中やシステム障害等のために、やむを得ず紙入札による申請を行う場合は、上記4（1）①総務部財務課契約係に電話連絡し、指示に従うこと。また、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領及び競争入札心得を熟読すること。

10 配置予定事務取扱責任者（所長）及び配置予定事務取扱責任者代理（副所長）について

申請書等に記載した配置予定事務取扱責任者（所長）及び配置予定事務取扱責任者代理（副所長）は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等極めて特別な場合により、真にやむを得ず配置予定事務取扱責任者（所長）又は配置予定事務取扱責任者代理（副所長）を変更する場合は、2（10）②又は2（10）③に掲げる基準をそれぞれ満たし、かつ、当初の配置予定事務取扱責任者（所長）又は配置予定事務取扱責任者代理（副所長）と同等以上の者を配置しなければならない。

11 詳細は入札説明書による。